

Tomikan消防フェスティバル キッチンカー出店条件

1 出店場所及び日時

(1) 場所

富岡甘楽広域消防本部・富岡消防署
群馬県富岡市田島26番地

(2) 日時

令和7年11月9日(日)
午前10時～午後2時

2 出店可能区画

富岡甘楽広域消防本部・富岡消防署 北側駐車場(車庫側) 2区画

出店可能区画については、富岡甘楽広域消防本部(以下「当消防本部」という)が指定する。区画の情報は当消防本部ホームページにて公表する。

なお、区画の指定はできないものとする。また、当消防本部の都合により、当初予定していた出店可能区画が急遽変更になる場合がある。

3 申請期間及び申請方法

(1) 申請期間

令和7年9月8日(月)～令和7年9月30日(火)

※土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分の間とする。

※申請が重複した場合は、富岡市及び甘楽郡地域内(以下、「広域圏内」という)の事業者を優先する。(実店舗がない場合は居住地を含む。)同一優先順位の事業者で区画数を超える場合は抽選を行う。

例：2区画中、広域圏内事業者が1名、その他地域の事業者が4名申し込んだとする。この場合、広域圏内事業者1名は優先的に出店が認められる。残る1区画については、その他地域の事業者4名の中から抽選を行い、出店可能な1名を決定する。

(2) 申請方法

以下の書類を当消防本部に直接、又はメール(fdtomika.zaimu@utopia.ocn.ne.jp
<富岡甘楽広域消防本部総務課財務係宛>)で提出する。

- ・行政財産の目的外使用許可申請書
- ・営業許可書の写し
- ・食品衛生責任者の写し

- ・生産物賠償責任保険（PL保険）の証明書の写し
- ・車検証の写し
- ・出店するキッチンカーの車両全景写真(ナンバープレートが確認できるもの)
- ・事業者と連絡の取れるメールアドレス（直接提出する場合のみ）

4 共通事項

(1) 使用可能面積

原則、50㎡(幅5m×奥行10m)とする。(のぼり・看板等設置面積を含む。)

※いすは出店可能区画付近に当消防本部で設置予定。

(2) 使用料

使用料は、キッチンカー1台につき100円とする。

(3) 使用の制限

下記のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- ・公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるもの
- ・集团的及び常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- ・特定の政治団体、宗教団体の利益になるもの
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類するもの
- ・署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの
- ・設備を損傷するなど施設の管理運営上支障があると認められるもの
- ・異常な騒音、異臭及び振動等の発生が予想されるもの
- ・法令で禁止又は法令に抵触する恐れがあるもの

(4) その他留意事項

- ・本出店条件に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・電力、調理用の水、その他販売に関するものは、出店者各自で用意すること。
- ・火気の使用を希望する場合は、事前に相談すること。
- ・出店中は近隣の迷惑になるような過度の音量によるBGM等の使用はしないこと。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を当消防本部に報告すること。
- ・指定された場所以外に駐車しないこと。
- ・出店可能時間を厳守すること。
- ・事業者はキッチンカー及びその周辺を常に清掃し、使用した場所をキッチンカー設置前と同じ状況に戻すこと。
- ・事業者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。

- ・当消防本部は申請に虚偽があった場合や出店条件を守らない場合は、出店許可を取り消すことができる。
- ・事業者間におけるトラブルについては、当消防本部は一切の責任を負わず、介入・仲裁等を行わないものとする。
- ・出店許可を受けた場合であっても、当消防本部の都合により出店不可になる場合がある。
- ・ソフトクリーム及びアルコール類の販売は禁止とする。
- ・申請は、1事業者につき1申請に限るものとし、1申請につき1区画のみ申請可能とする。

5 抽選について

申請期間の終了時点で予定区画数を超える申請があった場合、締切日から翌3日までに職員による厳正な抽選を実施する。抽選結果は、メールの送信をもって通知とする。

また、当選した事業者には、行政財産の目的外使用許可通知書（許可区画番号を記載）及び納入通知書を併せて送信する。

6 使用料の還付

原則として、使用料の還付はできない。ただし、次の場合には還付を行うものとする。

- ・当消防本部の都合により、出店できなくなった場合
- ・当消防本部の判断で許可を取り消した場合

また、虚偽の申請や出店条件違反により許可が取り消された場合、納入済みの使用料は一切還付できない。

7 イベントの中止

荒天の場合や大規模災害等が発生した場合はイベントを中止する可能性がある。（雨天決行。）その場合、イベント中止の判断がなされた時点で事業者に連絡し、使用料は全額還付する。

また、この場合、イベントの中止に伴って生じた損害について、当消防本部は一切の責任を負わないものとする。